

岩手県食の安全安心推進計画

平成 23 年 3 月

岩 手 県

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 2 |
| 第1節 計画の基本的な考え方 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の性格 | |
| 3 関係者の責務と役割 | |
| 4 計画期間 | |
| 第2節 食の安全安心に関する現状と課題 | 4 |
| 1 食の安全安心を取り巻く現状 | |
| 2 これまでの岩手県食の安全・安心に関する基本方針の成果及び課題 | |
| 3 今後の施策の方向性 | |
| 第3節 計画の基本目標等 | 12 |
| 1 計画の基本目標 | |
| 2 計画の施策体系 | |
| 第2章 食の安全安心の確保のための施策 | 15 |
| I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進 | 15 |
| 施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援 | |
| 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援 | |
| 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成 | |
| 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進 | |
| II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進 | 22 |
| 施策5 食品の適正表示の推進 | |
| 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進 | |
| 施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供 | |
| 施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発 | |
| III 食品に対する監視・指導の充実・強化 | 30 |
| 施策9 生産段階における監視・指導 | |
| 施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導 | |
| 施策11 輸入食品に対する監視・指導 | |
| IV 食の安全安心を支える体制の整備 | 36 |
| 施策12 危機管理体制の整備 | |
| 施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進 | |
| 施策14 情報の提供と相談体制の整備 | |
| 第3章 計画の推進・進行管理 | 42 |
| 1 計画の推進 | |
| 2 国や自治体との連携 | |
| 3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表 | |
| 参考資料 | 46 |
| 1 食の安全安心に関するアンケート結果 | |
| 2 岩手県食の安全安心推進条例 | |
| 3 岩手県食の安全安心推進条例施行規則 | |
| 4 岩手県食の安全安心委員会委員名簿 | |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成15年8月に「岩手県食の安全・安心に関する基本方針」を策定するとともに、平成16年2月に、基本方針に基づく行動計画である「岩手県食の安全・安心アクションプラン」を策定し、食の安全安心の確保を図ってきました。

しかし、近年、国内における事故米穀の不正流通、輸入冷凍餃子による健康被害の発生など食の安全を脅かす全国的な事件や事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんが明らかになり、県内においても、食品への異物混入や外国産の食品を国産と表示する産地の偽装表示などが発生しており、県民の食の安全安心の確保に対する要請はますます高まっています。

このような状況を踏まえ、県民の健康の保護が最も重要であるとの認識を基本として、食品関連事業者¹、県民及び行政の三者がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を総合的かつ計画的に推進することができるよう、平成22年7月9日に「岩手県食の安全安心推進条例」（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼（以下「食の安全安心」という。）の確保のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、「岩手県食の安全安心推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

（1）条例に基づく計画

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条に基づき県が定める基本的な計画です。

（2）県政の個別の政策課題に対する計画

この計画は、食の安全安心の確保という個別の政策課題に対し、条例の基本理念や責務を踏まえ、食品関連事業者、県民及び県の三者が、それぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を目指す計画です。

（3）「いわて県民計画」を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画²」の「安心して、心豊かに暮らせるいわて」を実現するため、「食の安全安心」の確保に関する施策の基本的な方向を具体化する実行計画です。

¹ 食品関連事業者：食品衛生法第3条に掲げる「食品等事業者」よりも広い概念であり、生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等）や食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいい、農林漁家及び農協など生産者団体も含まれる。

² いわて県民計画：希望あふれる岩手を実現していくため、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画

3 関係者の責務と役割

(1) 県の責務

県は、条例に規定する基本理念にのっとり、市町村、他の都道府県及び国との連携を図りつつ、食の安全安心の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、施策を実施します。

また、県は、施策に県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

(2) 食品関連事業者の責務

食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、条例に規定する基本理念にのっとり、安全な農林水産物の生産又は安全な食品の提供に努めます。

また、食品関連事業者は、自らが取り扱う食品により県民の健康に悪影響が及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、対策を講ずること等により県民の信頼の向上に努めます。

(3) 県民の役割

県民は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保について意見を表明すること等により、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとします。

4 計画の計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年とします。

第2節 食の安全安心に関する現状と課題

1 食の安全安心を取り巻く現状

(1) 国内における食の安全安心に関する動向

国内におけるBSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の偽装表示などに対する食の安全安心への国民の関心の高まりを受け、食品安全基本法³の制定や残留農薬に関するポジティブリスト制度⁴の導入、JAS法⁵（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）の罰則強化など、法改正による規制の強化が図られました。

しかしながら、その後も、輸入冷凍餃子による健康被害の発生や食品の偽装表示など、食の安全安心を脅かす事件・事故が全国で相次いでいます。

このような事件・事故の発生を受け、各都道府県でも、食の安全安心に関する施策を実施するための食の安全安心に関する条例が半数以上の都道府県で制定され、それに基づく計画や指針が策定されています。

なお、国では、平成21年6月の消費者安全法の制定及び消費者庁及び消費者委員会設置法の制定により、同年9月に消費者庁が発足し、食品衛生法⁶、JAS法、健康増進法⁷、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法⁸）の食品表示部門を消費者庁が一元的に所管することになりました。

(2) 岩手県における食の安全安心に関する事件等の現状

ア 食中毒事件の状況

本県の食中毒事件数は、HACCP⁹の考え方に基づく衛生管理の普及の取組や農林水産物の衛生管理水準の向上により減少傾向にあります。

³ 食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）：食品の安全性の確保に関し、基本理念を定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として定められた法律

⁴ ポジティブリスト制：食品衛生法の改正により、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度。食品添加物については、平成18年5月からは、食品中に残留する農薬、飼料添加物や動物用医薬品についてもポジティブリスト制度が導入され、リストの基準値を超えて農薬等が残留する場合、その食品の販売は禁止されることになる。

⁵ JAS法（昭和25年5月11日法律第175号）：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称。JAS規格制度と品質表示制度の2つの制度から成り立っている。品質表示については、一般消費者の商品選択に役立てるため、酒類（酒税法）、薬事法に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品を除くすべての飲食料品を対象に品質に関する表示を製造業者等に義務付けている。

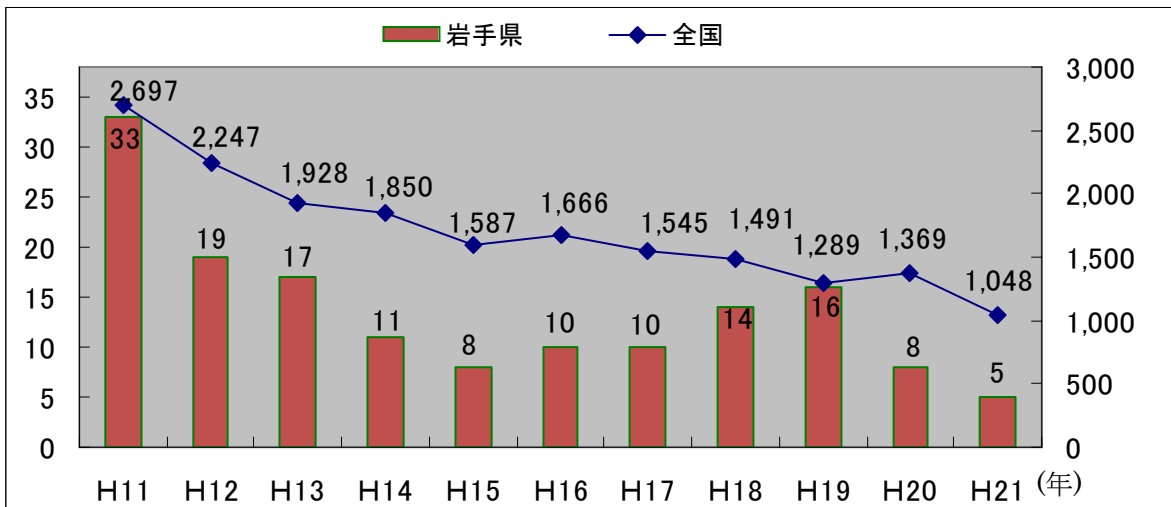
⁶ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）：食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律

⁷ 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）：国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。特定保健用食品などの特定用途食品（第26条）や栄養表示基準（第31条）などを規定している。

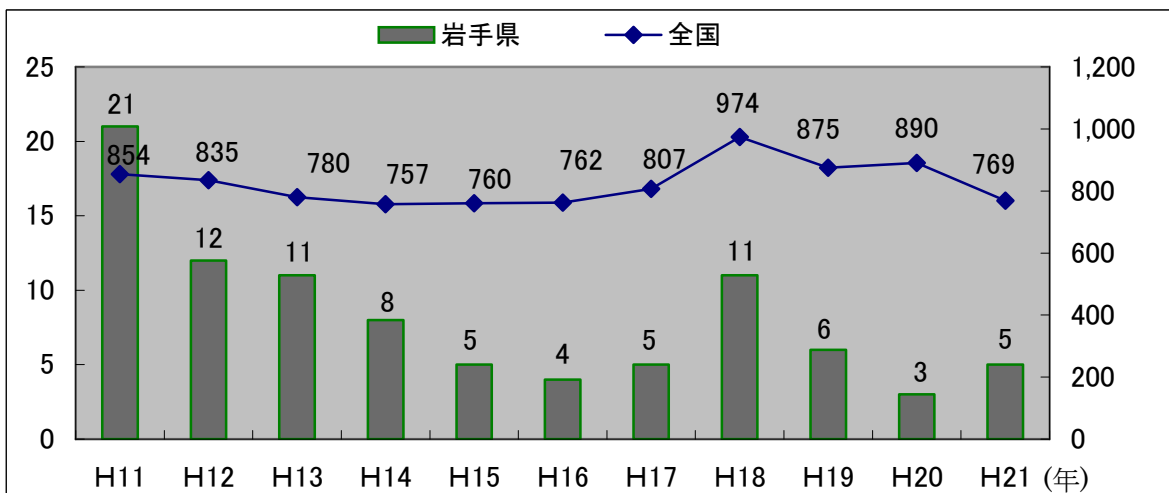
⁸ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）：「景品表示法」や「景表法」とも呼ばれ、不当な表示や過大な景品類を規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ることを目的とする法律。内容についての不当表示（優良誤認）や取引条件についての不当表示（有利誤認）などの禁止を規定している。

⁹ HACCP：HACCPとはHazard Analysis Critical Control Pointの略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。本県独自の取組である岩手版HACCPの解説については、18ページ参照のこと。

【食中毒事件数（総件数）の推移】



【営業施設における食中毒事件数の推移】

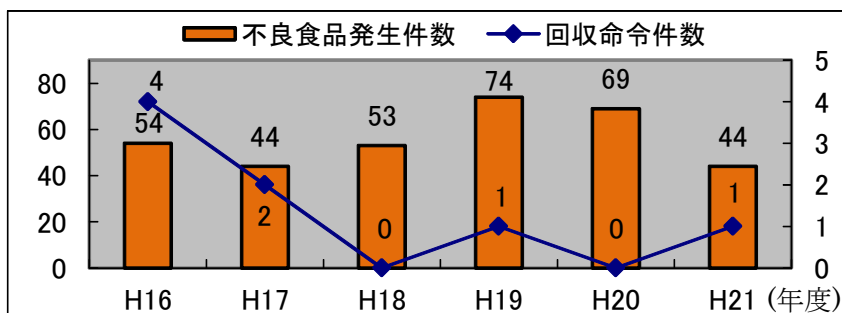


※ 営業施設の件数は、総件数から家庭及び原因施設不明分を除いた件数であること。

イ 不良食品の発生及び食品衛生法に基づく回収命令の状況

食品の偽装表示等の発生が相次いだ平成 19 年度及び平成 20 年度には、品質不良や規格基準違反、アレルギー表示等の表示違反などいわゆる不良食品の発生件数が増加していますが、そのほとんどが食品関連事業者による自主回収等の自主的な措置が行われており、食品衛生法に基づき迅速に危害を除去するための食品の回収命令が行われる件数は低水準で推移しています。

【食品衛生法に関する不良食品発生件数と回収命令の状況】



ウ 食品表示に関する処分状況

JAS法に基づく表示違反については、近年では、本県においても、改善指示を要する違反事案が発生しています。

【本県事業者におけるJAS法第19条の14第1項による改善指示件数】

| 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | |
|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 件数 | 岩手県 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 2件 |
| | 全国 | 3件 | 94件 | 121件 | 57件 | 86件 | 68件 | 63件 | 84件 | 118件 | 91件 |

※ 生鮮食品品質表示基準の適用された平成12年7月以後の件数（加工食品品質表示基準は平成13年度から適用）であること。また、件数は農林水産省所管分及び都道府県所管分の合計であること。

JAS法第19条の14第1項

第19条の13第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

エ 食品関連事業者による自主的な回収事例の増加

食品をめぐる国内における事件・事故の発生を受け、消費者の食品の安全安心に対する関心が高まる中、食品関連事業者には消費者の視点に立った取組が求められております。このため、食品に関する問題が発生した場合の食品関連事業者による自主的な回収とその公表の件数が増加しています。

本県においても、迅速な回収と健康被害の未然防止を図るため、条例に基づく自主回収報告制度¹⁰を平成23年4月1日から施行することとしました。

【本県における不良食品の自主回収把握件数】

| 岩手県 | | | 全国（参考） |
|-----|------------------|----------------------------|--------|
| 年度 | 本県事業者による自主回収把握件数 | 他都道府県の自主回収食品の本県流通分に関する通報件数 | 自主回収件数 |
| H17 | 2件 | 資料なし | 301件 |
| H18 | 2件 | 134件 | 351件 |
| H19 | 0件 | 209件 | 839件 |
| H20 | 5件 | 158件 | 774件 |
| H21 | 3件 | 145件 | 707件 |

※ 全国の件数は独立行政法人農林水産省消費安全技術センター調べ。なお、命令による回収は含まれていない。

¹⁰ 自主回収報告制度：岩手県食の安全安心推進条例第19条に基づき、特定事業者が行う食品の廃棄や自主回収等の措置のうち、食品衛生法違反や健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主的な回収について、その着手時及び終了時に県への報告を義務づけ、その情報を県のホームページ等で県民に周知する制度。なお、回収命令等の処分を受けて回収する場合はこの制度に含まれない。

オ 食の安全安心に対する県民の意識

県民意識調査では、「購入する食品の安全性に不安を感じない社会」について、満足であると回答した人は平成 18 年度の調査の 30.7%（不満 34.8%）から平成 21 年度の調査では 35.3%（不満 26.9%）とほぼ横ばいで推移しています。

また、食品への信頼を含めた食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、平成 22 年 7 月にアンケート調査（希望王国いわてモニターアンケート）を実施したところ（回答数 258 名）、食品の購入に当たって何らかの不安を感じている人は 65.4%（前年度の同アンケートでも 63.5%）と、全体の約 3 分の 2 が不安を感じていると回答しています。（アンケートの詳細については 46 ページ参照）

2 これまでの食の安全安心に関する施策の成果及び課題

(1) 岩手県食の安全・安心アクションプランの取組

県では、平成 15 年 8 月に、食品の安全を確保し、安心できる食生活に向けた施策を展開するに当たっての県民協働の取組指針である「岩手県食の安全・安心に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定するとともに、平成 16 年 2 月に、基本方針に基づく行動計画である「岩手県食の安全・安心アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、食の安全安心の確保を図ってきました。

また、基本方針では次の 6 つの「取組の方向」を定めるとともに、アクションプランでは、「食品の安全性に不安を感じていない人の割合」を平成 22 年度末までに 66.7%以上とすることを全体指標に定め、「取組の方向」に基づき 53 の事業・取組を実施してきました。

【岩手県食の安全・安心に関する基本方針における取組の方向】

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 安全で環境に負荷の少ない県産食品の生産、製造・加工の推進 |
| 2 | 食品の生産流通履歴に関する情報等の確実な提供 |
| 3 | 検査・監視・指導の充実、強化 |
| 4 | 食品の安全確保に向けた調査・研究等の推進 |
| 5 | 食に関する県民理解の浸透 |
| 6 | 県民の安心を支える体制の整備 |

(2) アクションプランに基づく成果と課題

アクションプランに基づく施策の実施により、生産、製造・加工、流通における食品の安全性が向上し、食中毒等の事故が低減するなど食品の安全性の確保の取組が進展してきており、引き続き、取り組んでいく必要があります。

一方、輸入食品の汚染問題や食品の偽装表示などの発生により、県民の食品に関する不安が払拭されていないことから、食品関連事業者の食の安全安心の取組に関する情報の発信や、食品関連事業者と県民の相互理解や交流促進など、食品に対する県民の信頼向上のための施策を実施する必要があります(県民意識調査における「購入する食品の安全性に不安を感じない社会」への満足度 35.3% (H21) (H22 目標 66.7%))。

「取組の方向」における具体的な施策ごとの主な成果と課題は以下のとおりです。

① 安全で環境に負荷の少ない県産食品の生産、製造・加工の推進

平成 12 年度から本県で導入を開始した岩手版 HACCP¹¹の普及の取組は、平成 21 年度末で 29%の導入率となり、着実な進展が図られました(岩手版 HACCP 導入率 15% (H15) →29% (H21))。

一方で、食中毒の原因施設となるケースが多い飲食店では岩手版 HACCP の導入が進んでいないことや、その導入状況にばらつきがあるため、飲食店への重点的な普及などによりさらにステップアップする必要があります。

また、GAPについては、本県の多くの生産者が取り組めるよう基本的な取組内容を示し

¹¹ 岩手版 HACCP : 解説は 18 ページ参照。

たGAP（以下「岩手県版GAP¹²」という。）をはじめ、JA独自のGAPなどを導入している産地・品目が、平成22年度目標の50産地・品目を達成しました（岩手県版GAP導入産地・品目0産地・品目(H17)→50産地・品目(H21)）。

さらに、エコファーマー¹³の認定数は、これまでの取組により一定の認定数を確保しており、今後は、環境保全型農業¹⁴に取り組む産地を拡大していく必要があります。

② 食品の生産流通履歴に関する情報等の確実な提供

県内の農産物生産者の生産履歴記帳運動に参加する農家戸数の割合は、ほぼ100%を維持しています。また、県産牛全頭のトレーサビリティシステム¹⁵も事業者に普及され、参加協力店舗率は100%となっています。

また、食品表示については、JAS法に基づく食品の原産地表示の適正表示率が低い店舗等に対する点検指導の実施や食品適正表示推進者養成講習会の開催の支援により、表示制度の周知徹底を図りました（低表示率店舗の適正表示率75.5%(H17)→83.8%(H21)）。

今後においては、表示関係法令の所管の一元化などの国の動向も踏まえながら、全ての事業者が適正な食品表示を行うよう、関係機関が連携しながら、指導・支援していく必要があります（JAS法違反による改善命令等件数2件(H21)）。

③ 検査・監視・指導の充実、強化

農産物においては、食品衛生法の改正によるポジティブリスト制度の施行に対応した農薬の適正使用の指導の徹底を図ってきました。

また、畜産物においては、高病原性鳥インフルエンザ¹⁶などの家畜伝染性疾患のサーベイランス¹⁷を行い、家畜伝染性疾患の発生の未然防止を図ってきたほか、サルモネラ¹⁸菌の汚染防止に対する採卵農家への指導により、鶏卵由来のサルモネラによる食中毒発生件数ゼロ

¹² 岩手県版GAP：GAP（Good Agricultural Practice）とは、農産物を生産する際に、農産物の安全確保、環境の保全、農作業者の安全確保などを目的として、生産者自らが工程ごとにチェック項目を設け、確認、記録しながら作業を進めることにより生産工程を管理する手法。民間団体が認証したり、小売業者が点検を行うより高度なGAPもあるが、本県では多くの生産者が取り組めるよう基本的な取組内容を示した岩手県版GAPを作成し、普及を図っている。

¹³ エコファーマー：平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。持続性の高い農業生産方式とは、農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術（農林水産省令で定めるもの）のすべてを用いて行われるものをいう。

①有機質資材施用技術 ②化学肥料低減技術 ③化学合成農薬低減技術

¹⁴ 環境保全型農業：農業が持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業

¹⁵ トレーサビリティシステム：トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）システムとは、食品の生産、製造・加工、流通の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報を誰でも把握・追跡できるようにする仕組み。これにより、①食品に関して、予期せぬ問題が生じた際の原因究明や、その食品の追跡・回収を容易にし、②生産、製造・加工、流通の過程を明らかにすることで、食品の安全性や品質、表示に対する消費者の信頼確保を図ることができる。

¹⁶ 高病原性鳥インフルエンザ：家畜伝染病予防法で定められている、以下の（1）から（3）のいずれかにあてはまるA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥の病気であり、強毒型の高病原性鳥インフルエンザウイルスによる感染では、感染した鶏の大半が死亡するなど大きな被害が出る。

（1）静脈内接種で鶏を高率に死亡させる鳥インフルエンザウイルス

（2）HA蛋白の開裂部位のアミノ酸配列が強毒型のウイルス

（3）病原性の高低にかかわらず全てのH5あるいはH7亜型の鳥インフルエンザウイルス

¹⁷ サーベイランス：疾病の発生状況やその推移などを継続的に調査し、疾病対策に必要な情報を得るとともに結果を迅速かつ定期的に活用すること。

¹⁸ サルモネラ：わが国で食中毒の発生件数が多い食中毒菌の一つ。動物の腸管、川や下水など自然界に広く分布し、鶏卵と卵を汚染することが多く、鶏卵を介した食中毒が発生することが多い。

を維持してきました。

水産物においては、貝毒検査やカキのノロウイルス¹⁹出荷前自主検査の徹底により、本県産のホタテガイやカキによる食中毒の発生件数ゼロを維持してきたほか、岩手県産地魚市場高度化指針²⁰に基づく水産物の産地市場の衛生基準適合市場が増加しました（衛生基準適合市場 13 市場中 5 市場(H17)→11 市場(H21)）。

また、流通する食品についても営業者への指導と食品の収去検査により、食中毒件数事件数が低減しています（食中毒事件数 33 件(H11)→5 件(H21)）。

今後においても、このような関係機関による監視・指導を適切に実施し、市場に流通する不良食品や食中毒事件数を低減していく必要があります。

さらに、県民の関心の高い輸入食品や健康食品への監視・指導を実施し、食品の安全性を確保していく必要があります。

④ 食品の安全確保に向けた調査・研究等の推進

野菜の残留農薬一斉検査実施可能数が増加しており、食品の収去検査による食品の調査分析が迅速な対応が可能になりました（実施可能項目数 193 項目(H17)→320 項目(H21)）。

⑤ 食に関する県民理解の浸透

食育の推進により食育に関心のある人の割合が増加し、食育に関して事業者や県民への認知が図られました（食育に関心のある人の割合 31%(H17)→94%(H21)）。

一方、食品に関する食品関連事業者と県民の相互理解や交流の促進、食育等を通じた学習の機会の充実などにより、食品に対する信頼を向上させる必要があります。

また、食品関連事業者による食の安全性の確保や食品表示の適正化などの取組について積極的な情報発信を行い、食に関する取組を「見える化」し、食品への信頼の向上を図る必要があります。

⑥ 県民の安心を支える体制の整備

食品表示 110 番²¹の設置により食品表示の相談窓口の整備を図ったほか、高病原性鳥インフルエンザ等の食の安全安心に関する危機事案に対応するため、「食の安全安心に関する危機管理対応指針」の策定や同指針に基づく訓練等を実施してきました。

今後においては、口蹄疫²²の発生など新たな危機の発生に備えた要領等の見直しや訓練の実施により体制整備等を図っていく必要があります。

¹⁹ ノロウイルス：小型球形ウイルスと呼ばれていた食中毒の原因となるウイルスで、手指や食品などを介して感染し、嘔吐、下痢、腹痛などを起こす。加熱処理により死滅するが、生カキなど二枚貝による食中毒が、11月から3月の冬季を中心に発生している。調理従事者を介して二次的に汚染される事例も多い。

²⁰ 岩手県産地魚市場高度化指針：県内産地市場（魚市場）における衛生管理体制の強化を目的に、平成12年3月に岩手県が策定した指針であり、本県の主要魚種である秋さけを対象とした衛生管理対策を早急に推進するための指針である「岩手県産地市場スタンダード指針」と、将来的に産地市場のHACCP化を推進するための指針である「岩手県産地市場HACCP対応指針」から構成されている。

²¹ 食品表示110番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル

²² 口蹄疫：家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されている家畜伝染病で、口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。成長した家畜だと死亡率は数%程度であるが、食欲の減退等により家畜としての価値がなくなり、しかも、偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強いので、他の偶蹄類動物にうつさないようにするための措置が必要になる。

3 今後の施策の方向性

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後においては、食品の安全性の維持、向上を図りながら、県民の食品に対する信頼を高めるため、以下の4つの項目を柱に、食の安全安心の確保のための施策を展開することとします。

(1) 「安全で環境負荷の少ない食品の生産、製造等の推進」

岩手県版GAPや岩手版HACCPのさらなる普及などにより、食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るとともに、環境保全型農業等の環境負荷の少ない農林水産物の生産を推進します。

(2) 「食品に関する信頼の向上と県民理解の増進」

食品表示の適正化、リスクコミュニケーション²³の推進、食に関する消費者教育のさらなる推進による食品や食品関連事業者に対する理解の増進、食に関する取組の「見える化」の促進、食品関連事業者による自主回収が増加している現状などを踏まえた自主回収報告制度の適正運用などにより県民の食品に対する信頼向上を図ります。

(3) 「食品に対する監視・指導の充実・強化」

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するため、関係機関の連携により、食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導を適切に実施します。特に、輸入食品などに対する監視・指導の充実・強化を図ります。

(4) 「食の安全安心を支える体制の整備」

口蹄疫など食の安全安心に関する新たな危機に対応できる危機管理体制の整備、残留農薬や動物用医薬品²⁴の分析法開発等に関する調査研究の推進、食の安全安心に関する適切な情報の発信などにより、食の安全安心を支える体制の整備を図ります。

²³ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

²⁴ 動物用医薬品：もっぱら動物の疾病の診断、治療又は予防のために使用されることが目的とされる医薬品で、薬事法に基づき、品質、有効性及び安全性を確保するため諸規制が設けられているもの。畜産物、水産物等を介して人の健康を損なうおそれがあるものについては、使用対象動物、使用時期及び方法など使用段階での規制が定められている。また、食品衛生法でも、食品中の残留基準値を定め、安全の確保を図っている。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標

計画の基本目標は、条例の目的及び基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

【基本目標】

県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

- 食品関連事業者は、生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食品を摂取する県民の視点に立って、健康への悪影響を未然に防止するための措置を講じたうえで、安全な食品を生産・供給します。
- 県民は、食品関連事業者の食の安全安心を確保するための取組の理解に努めます。
- 上記の取組により、すべての関係者の相互理解及び県民の食品に対する信頼が醸成され、安心して食生活を営める社会の実現を目指します。

岩手県食の安全安心推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 食の安全安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品を摂取する県民の視点に立って必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保に関する取組は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階に関わる食品関連事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解及び連携の下に、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保に関する取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

2 計画の施策体系

この計画では、前述した、食の安全安心の確保に関する施策の方向性に基づき、①安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進、②食品に関する信頼の向上と県民理解の増進、③食品に対する監視・指導の充実・強化、④食の安全安心を支える体制の整備の4つの柱に分け、以下の14の施策により進行管理します。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

- ・岩手県版GAP導入産地の拡大等

施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

- ・岩手版HACCPの普及等

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

- ・農薬管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

- ・環境保全型農業や漁場環境保全の取組の支援等

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策5 食品の適正表示の推進

- ・JAS法に基づく点検指導、食品表示ウォッチャーの委嘱、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

- ・リスクコミュニケーションの実施、食の安全安心に関する出前講座の実施、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等

施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

- ・自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供等

施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

- ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、農林漁業体験等を通じた生産への理解の増進等

Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化

施策 9 生産段階における監視・指導

- ・農薬の適正使用指導、飼料、動物用医薬品の適正使用指導、家畜伝染性疾病の発生予防の監視、生食用魚介類の安全衛生指導、水産物産地市場の衛生管理高度化等

施策 10 製造・加工、流通段階における監視・指導

- ・県内流通食品に対する検査及び監視・指導、食品中の残留農薬や添加物等の検査実施、「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等

施策 11 輸入食品に対する監視・指導

- ・輸入食品に対する収去検査と監視・指導等

Ⅳ 食の安全安心を支える体制の整備

施策 12 危機管理体制の整備

- ・食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施等

施策 13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

- ・残留農薬や動物用医薬品の分析法開発に関する研究、環境負荷の少ない農産物生産に関する研究等

施策 14 情報の提供と相談体制の整備

- ・食の安全安心に関する情報発信、食品に関する相談の実施等

第2章 食の安全安心の確保のための施策

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

【目指す姿】

食料を生産するうえで良好な自然環境のもとに、県内の食品関連事業者による安全な食品の生産・供給が行われています。

【主要指標】

- 営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合

| | | | |
|------------|-------|--------------|-----|
| 現状（平成21年度） | 29.9% | 最終目標（平成27年度） | 50% |
|------------|-------|--------------|-----|

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 農産物の安全確保や環境保全を図るため、生産者がGAPに取り組むことは有効であり、県では多くの生産者が取り組めるよう岩手県版GAPの普及を図っています。
しかしながら、産地や品目により取組に差があることから、岩手県版GAPに取り組む意義について一層、啓発していく必要があります。
- より安全な畜産物を生産するためには、畜産農家は、飼養衛生管理基準を遵守し、衛生的な家畜の飼養環境を整備するとともに、生乳中の細菌数等の低減対策やHACCPの考え方を取り入れた飼養管理（以下「農場HACCP²⁵」という。）等を活用したより高度な衛生対策を導入する必要があります。
- 水産物のうち、ホタテガイ等（ムラサキイガイ、ホヤ、カキ）の貝類については、本県沿岸の12の生産海域において、年間を通じた貝毒監視が岩手県漁業協同組合連合会等によって実施されていますが、安全な県産ホタテガイ等の貝類を出荷するためには、貝毒監視に関する貝毒の発生予測等の情報の提供などの支援を継続していく必要があります。

²⁵ 農場HACCP：農場でのHACCPを活用した管理方式のことであり、家畜を飼養するに当たって正しい飼養衛生管理は伝染病の予防による生産性の向上の観点だけではなく最終生産物である食品の安全性の観点から農林水産省が定めた認証制度であり、家畜飼養者の基本的な遵守事項である飼養衛生管理基準の規程の遵守及び生産工程の安全性の確保のための衛生管理ガイドラインの遵守に加え、重要管理点の設定による高度な衛生管理を行うこと。

県の取組

(1) 岩手県版GAP導入産地の拡大

農産物の安全確保や環境保全を図るため、優良事例研修会の開催等により、GAPの意義について啓発し、岩手県版GAP導入産地を拡大します。

また、各産地の生産部会を対象とした指導会や研修会の開催等によりGAPの取組内容のレベルアップを進めます。

(2) 農場HACCPの導入及び高品質生乳の出荷支援

より安全な畜産物を生産するため、高度な衛生対策の導入に取り組む畜産農家に対し、衛生管理のチェック方法やモニタリング方法の検討等の農場HACCPの導入を支援します。

また、高品質な生乳の出荷を推進するため、酪農家に対する講習会の開催やリーフレットの作成等により酪農家への衛生管理の向上を支援します。

(3) ホタテガイ等の貝毒の出荷前自主検査の支援

ホタテガイ等の貝類を安全に出荷するため、貝毒の発生原因となるプランクトンの監視結果等の情報提供を通じて出荷前自主検査を支援します。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、積極的に岩手県版GAPに取り組むよう努めます。
- 畜産農家は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、農場HACCP等のより高度な衛生対策の導入に努めます。
- 酪農家は、講習会への参加等による知識・技術の向上を図るとともに、生産した生乳の乳質・搾乳手技のチェックを行い、より一層の乳質向上に努めます。
- ホタテガイ等の出荷責任者は、県による貝毒監視等の情報を活用して貝類の出荷前自主検査に努めます。

県民の役割

- 生産者による食品の安全性確保の取組を理解し、県内生産者により生産された農林水産物の食品を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 県では、食品を取り扱う施設の衛生管理水準の向上により食中毒等の事件・事故を低減させるため、岩手版HACCPをはじめとするHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に取り組んでいます。

これまでの取組により、岩手版HACCPの導入施設の割合は、平成17年度の15%から平成21年度は29%となるなど着実な進展がみられたものの、食中毒の原因となることが多い飲食店など導入率が低い施設があることから、今後は、これらの施設を重点対象業種として普及する必要があります。

また、県内において国のHACCPの承認制度に基づき承認された施設及び品目は、平成21年度末現在で9施設18品目となっていますが、今後においても、このような高度な衛生管理の導入を支援していく必要があります。

【平成21年度末の岩手版HACCPの導入状況の施設別内訳】（（）内は重点対象業種）

| 施設の種類の | 対象施設数 | 導入施設数 | 割合 |
|---------|---------------|------------|--------------|
| 製造 | 2,992(282) | 829(144) | 27.7%(51.1%) |
| 加工 | 452(121) | 230(60) | 50.9%(49.6%) |
| 飲食店、喫茶店 | 11,402(1,262) | 1,619(276) | 14.2%(21.9%) |
| 販売店 | 6,453(—) | 3,494(—) | 54.9%(—) |
| 合計 | 21,299(1,697) | 6,172(508) | 29.0%(29.9%) |

※ 重点対象業種とは、食品衛生法上の事業者のうち、以下の業種を指すこととします。

製造：乳製品製造業、魚肉ねり製品製造業、かん詰又はびん瓶詰製品製造業、あん類製造業、アイスクリーム製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業

加工：乳処理業、集乳業、食肉処理業

飲食店：仕出し・弁当屋、旅館

- 刺身などの生食用魚介類は、安全性を確保するうえで、鮮度の維持が極めて重要であることから、水産物の製造・加工業者等は、食品衛生に関する法令や規格基準等の遵守に加えて、自主衛生管理の一層の徹底が求められています。

県の取組

(1) HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及

食中毒等の事件・事故を低減させるため、食品衛生推進員への支援を通じて、食品衛生法に基づく管理運営基準の遵守の指導・助言、重点対象施設への岩手版HACCPの普及などにより衛生的な食品の製造・加工、調理、販売を促進します。

また、国のHACCPなどの高度な衛生管理を目指す事業者に対して、指導・助言を行います。

さらに、HACCPの考え方に基づく衛生管理のさらなる導入を支援するため、HACCPに関する講習会等を開催し、HACCPに関する専門的な知識を有する人材を育成します。

(2) 水産加工業者に対する衛生管理に関する知識や技術の普及、啓発

水産加工業者の自主衛生管理の徹底を図るため、外部機関（(財)日本冷凍食品検査協会等）による水産加工場等での現場指導の支援により、水産加工業者の衛生管理に関する知識や技術の普及を図ります。

また、岩手県水産技術センターにおいて、水産加工技術やHACCPの取得などに関する相談に対応します。

食品関連事業者の役割

- 食品や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、HACCPの考え方にに基づく衛生管理の実践に努めます。

県民の役割

- HACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでいる事業者に関する情報を参考にして食品を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

「岩手版HACCP」について

岩手版HACCPは、食中毒等の食品に起因する事故の発生を未然に防止するため、HACCP本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、それぞれの業態にあった、温度管理を中心とする重要管理点（1～5項目）を県があらかじめ示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行うなどの衛生管理を実践することにより、HACCPの考え方の普及を図るものです。

なお、県では、平成12年度から「HACCPシステム導入促進事業」を実施し、「岩手版HACCP」の導入を促進しています。

【HACCPと岩手版HACCPの比較】

| HACCPの手法（7原則12手順） | 岩手版HACCPの考え方 |
|------------------------------------|--------------------|
| 手順1：HACCPチームを編成する | 省略 |
| 手順2：製品の仕様、使用法について確認する | 省略 |
| 手順3：食べ方、使用法について確認する | 省略 |
| 手順4：製造工程一覧図及び標準作業書（フローダイアグラム）を作成する | 省略 |
| 手順5：製造工程一覧図を現場で確認する | 省略 |
| 手順6：危害要因を分析する（原則1） | 省略 |
| 手順7：重要管理点を設定する（原則2） | 基本的な管理項目をあらかじめ設定済み |
| 手順8：管理基準を設定する（原則3） | 手順8に同じ |
| 手順9：測定方法（モニタリング）を設定する（原則4） | 手順9に同じ |
| 手順10：改善措置を設定する（原則5） | 改善措置の記録のみ |
| 手順11：検証手順を設定する（原則6） | 省略 |
| 手順12：記録の維持管理方法を定める（原則7） | 手順12に同じ |

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

現状と課題

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による環境被害を防止するため、農薬の使用者は、農薬取締法に基づき定められた農薬の使用方法を遵守するなど農薬の適正使用の徹底が求められています。このため、生産現場や農薬販売所で農薬使用者に指導・助言を行うことができる一定の知識を有する者を養成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するためには、HACCPの考え方に基づく衛生管理等について事業者へきめ細かに指導していくことが重要であることから、食品衛生監視員と協力して自主衛生管理の啓発を行う人材を育成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するため、許可営業施設において、食品衛生法に基づく管理運営基準を遵守する食品衛生責任者の設置を促進する必要があります。
- 食品表示に関する法令は、食品衛生法、JAS法、健康増進法等と多岐にわたり、その内容も複雑であり、表示違反の多くが、表示に関する知識又は理解の不足によるものであることから、食品関連事業者は、当該事業所内において、食品の適正な表示を推進する者を養成し、食品表示の適正化を図る必要があります。

県の取組

(1) 農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成

農薬使用者に農薬の適正販売及び安全使用について指導・助言を行うため、JA営農指導員、産直組合のリーダー、農薬の販売者等を対象に、農薬管理使用アドバイザーを育成します。

また、農薬管理使用アドバイザーへの定期的な研修を実施し、専門知識の習得及び指導力の向上を図ります。

(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成

食品衛生法上の営業者へ食品の衛生管理について指導・助言を行うため、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者から、食品衛生法に基づく食品衛生推進員を委嘱します。

また、講習会の開催などにより食品衛生推進員の資質向上に努めます。

(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成

営業施設の衛生管理の徹底を図るため、食品衛生法施行条例に基づく食品衛生責任者の設置を促進します。

また、食品衛生責任者の養成講習会を実施するとともに、食品衛生法に基づく管理運営基準の理解と遵守を図ります。

(4) 食品の適正表示を推進する者の養成

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会への講師派遣を行い、食品表示に関する知識の普及を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農薬管理使用アドバイザーの指導・助言等により農薬の適正使用に努めます。
- 食品衛生上の危害の発生防止のため、食品衛生責任者を設置して衛生管理の徹底を図り、安全な食品の提供に努めます。
- 適正な食品表示を推進するため、講習会等への参加などにより、食品表示に関する知識を習得します。

県民の役割

- 農薬の適正管理や購入する食品の衛生管理に関する取組の理解に努めます。

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

現状と課題

- 県では、環境保全型農業の取組を支援するため、エコファーマーの認定や、特別栽培農産物²⁶の生産指導を行っています。
今後は、環境負荷が少ない化学肥料低減技術等の普及拡大を図っていく必要があります。
- 海域などの水産物に関する環境について、閉鎖性の強い海域では、養殖生物の糞や遺骸等の有機物が海底に堆積するなど、底質や漁場環境への悪化が懸念されています。
このため、地域の漁場環境保全に関する指導的役割を担う岩手県漁場環境保全士²⁷の活動の促進などにより、本県の良好な漁場環境の保全を図る必要があります。

県の取組

(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大

環境保全型農業の取組を支援するため、従来のエコファーマーや特別栽培の要件に該当する技術に加え、土壌から持ち出された肥料成分を補う補給型施肥などの環境負荷の少ない化学肥料低減技術を普及拡大します。

(2) 環境負荷の少ない漁場環境保全の取組の支援

環境負荷の少ない漁場環境を維持するため、漁場環境保全活動に資する研修会や情報交換会等の開催により、岩手県漁場環境保全士の活動への支援や漁業関係者による漁場環境保全活動の促進を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、豊富な有機物を利用した土づくりや、化学肥料及び化学合成農薬を減らす技術を取り入れる等の環境保全型農業に取り組みます。
- 漁業関係者は、岩手県漁場環境保全士を中心とする漁場環境の保全に関する活動に取り組みます。

県民の役割

- 環境保全型農業の取組や漁場環境保全に関する情報を参考に食品を選択するなど、自らの消費行動に活用するように努めます。

²⁶ 特別栽培農産物：国の「特別農産物の表示にかかるガイドライン」に基づき、通常の栽培方法（慣行栽培）に比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用量を5割以上減じて栽培された農産物。

²⁷ 岩手県漁場環境保全士：漁業協同組合の推薦に基づき、地域の漁場環境保全に関して中心的な活動を担う者として県の認定を受けた者。任期は2年。主な活動内容には、地域の漁場環境の保全に関する計画の策定への参画及び実施支援、漁場環境の監視や所属漁協等が行う海域の原因調査への協力、植樹や育樹又は清掃活動等への参加等を通じた地域漁業関係者の意識の啓発等がある。

Ⅱ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程における食品の安全性及び信頼を確保するための取組が県民に理解されています。

【主要指標】

- 購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じない人の割合（県民意識調査）

| | | | |
|--------------|-------|----------------|-----|
| 現状（平成 21 年度） | 35.3% | 最終目標（平成 27 年度） | 50% |
|--------------|-------|----------------|-----|

施策 5 食品の適正表示の推進

現状と課題

- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、JAS 法により食品の原産地等の表示が義務化されていますが、適正に行っていない店舗も見受けられます。このため、事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- 実際のものよりも著しく優良であるように示すなどの不当な表示を行ったり、過大な景品類の提供を行ったりすることなど、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に違反する表示等が見受けられます。このため、事業者に対して適正表示の指導を徹底する必要があります。
- 食品に関して、効果を期待させる虚偽や誇大と思われる広告が見受けられます。このため、健康増進法、薬事法及び食品衛生法等の食品関係法令に違反する広告に対する是正等の指導を徹底する必要があります。

県の取組

（1）食品表示に関する店舗への指導

食品表示の適正化を推進するため、店舗に対する食品表示の指導等を行うとともに、食品衛生法に基づく重点的な監視・指導に併せて食品表示制度の普及・定着を図ります。

（2）食品表示に関する相談の実施

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番の設置や食品表示専門員を配置し、食品表示専門員等が県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。

(3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実

食品表示に対する意識啓発と食品表示のモニタリングを実施するため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²⁸として委嘱するとともに、研修会の開催等によりモニタリング活動の充実を図ります。

(4) 食品の適正表示を推進する者の養成（再掲 P19）

(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導

景品表示法に違反する表示等を是正・改善させるため、同法に違反する表示等を行った事業者に対して、指導等を行います。

また、地域において消費生活に関する情報提供等の活動を行う消費生活サポーターへの研修会等において、景品表示法について説明し、消費者に誤解を与えるような表示等を見つけた場合には県に情報提供するよう呼びかけます。

(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導

食品の虚偽又は誇大広告に関する違反を防止するため、健康増進法、薬事法及び食品衛生法等の食品関連法令に基づき、事業者に対して、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等を行います。

また、県民の健康被害が想定される場合には、広報媒体等により県民への注意喚起に努めます。

食品関連事業者の役割

- 食品の表示に関する関係法令を遵守するとともに、消費者に対して、誤解を与えるような表示及び過大な景品類の提供や、虚偽又は誇大広告をしないように努めます。

県民の役割

- 食品の購入や保存、消費に当たっては食品表示を有効に活用するとともに、消費者に誤解を与えるような表示や誇大広告等を見つけた場合には、県への情報提供に努めます。

²⁸ 食品表示ウォッチャー：国及び都道府県が、消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度

施策 6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

現状と課題

- 県民と食品関連事業者の相互理解を増進するための意見交換の場は少ない状況にあります。このため、リスクコミュニケーションの開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、食の安全安心に関する出前講座などの学習の機会を提供していく必要があります。
- 平成 15 年から開始された牛肉のトレーサビリティシステムは、事業者への普及が図られていますが、平成 22 年 10 月から新たに施行された米トレーサビリティ制度²⁹についても円滑な普及を図る必要があります。
- 平成 21 年度から、食品の信頼の向上を図るため、県内食品企業や金融機関等が連携してフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）³⁰により岩手の食に対する信頼の向上に取り組んでいます。今後においても、このような企業のネットワークをさらに拡大していく必要があります。

県の取組

（1）食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

（2）食の安全安心に関する出前講座等の実施

県民が生産から販売に至る各段階における食品の安全性の確保や食品表示制度に関する理解を深め、食品に関する適正な判断力を養うため、食の安全安心に関する出前講座の開催や講習会等への講師の派遣を実施します。

（3）食品に関するトレーサビリティ制度の普及

米トレーサビリティ制度などについて、事業者が円滑に取り組めるようにするため、国とともに事業者に対する制度の普及を図ります。

（4）フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の推進

市場や消費者との相互理解を深め、食の信頼を向上するため、FCPの理念の普及による参画企業の募集、セミナーの開催等のフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）を推進します。

²⁹ 米トレーサビリティ制度：「米穀等の取引等にかかる情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀等）を取り扱う事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける制度

³⁰ フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）：食品の偽装表示等を背景とする消費者の食の安全安心に対する意識が高まっている現状を好機と捉え、食品企業や金融機関等と連携し、食品関連企業が企業理念、企業活動を積極的に発信するとともに、衛生管理の向上、農商工連携、商品開発等を活性化し、市場や消費者との相互理解を深めることにより、食品に対する信頼の向上による食産業の活性化を目指す取組。なお、本県の取組は、「FCP 岩手ブランチ」として活動を展開している。

食品関連事業者の役割

- 食品関連事業者自らがリスクコミュニケーションを開催し、食品の安全の確保に関する取組などの情報を県民に提供するよう努めるとともに、食品衛生に関する講習会への参加等により食品の衛生的な取扱等に関する知識を習得し、安全な食品の提供に努めます。また、米トレーサビリティ制度の理解に努めます。

県民の役割

- リスクコミュニケーションへの参加や講習会の受講等により、食品の信頼向上に取り組む事業者の情報を参考にして食品を選択するなど、自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

現状と課題

- 食品による健康への悪影響を未然に防止するため、行政による監視・指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品の排除に取り組むとともに、県が当該自主的な回収の情報を広く周知することにより、当該回収が促進される仕組みが必要です。

このため、条例第 19 条に基づく「食品等の自主的な回収の報告」制度の適切な運用により、県民に必要な情報を提供し、迅速な回収と食品関連事業者と県民との信頼関係の構築を支援していく必要があります。

- 本県に流通する食品のうち、他の都道府県に主たる事務所を置く事業者の食品の自主回収に関する情報について、県が可能な限り把握し、県民に情報提供することにより、県民の健康被害の未然防止及び拡大防止を図る必要があります。

県の取組

(1) 自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、本県事業者自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を促進するとともに、広報媒体等により速やかに自主回収情報を県民に提供します。

(2) 他都道府県の自主回収情報の県民への提供

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、他の都道府県に主たる事務所を置く事業者に関する自主回収情報を収集し、広報媒体等で県民に提供します。

食品関連事業者の役割

- 特定事業者³¹は、自主回収を決定した場合は、適切に自主回収報告を行うとともに、当該自主回収情報を自ら積極的に公表することで、当該食品の迅速な回収に努めます。
- 特定事業者以外の事業者は、自らの店舗等で自主回収すべき食品が発生した場合には、特定事業者及び最寄りの保健所への通報等により、当該食品の迅速な自主回収に努めます。

県民の役割

- 特定事業者や県が公表する自主回収情報に基づき、自主回収に協力します。

³¹ 特定事業者：岩手県食の安全安心推進条例において、食品等の自主回収を決定した場合に、同条例第 19 条の規定により知事への報告義務がある者。なお、特定事業者の範囲は、次の①～④のいずれかに当てはまり、かつ、県内に事業のための施設（本店支店の事務所、営業所、工場など）を有する食品衛生法上の営業者又は県内に事業のための施設を有する任意団体（農産物の生産組合など）である。

①食品等の製造者、輸入者及び加工者、②農林漁業者で組織する団体、③製造者固有記号に係る販売者（当該固有記号の商品を自主回収する場合のみ）、④商品に自社（自店）名を冠する（プライベートブランド商品）販売者（当該プライベートブランド商品を自主回収する場合のみ）、⑤大手企業など、いわゆる契約栽培により農林漁業者と直接契約して販売する場合の販売者（当該契約栽培に係る商品を自主回収する場合のみ）

施策 8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

現状と課題

- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、JAS法により食品の原産地等の表示が義務化されていますが、適正に行っていない店舗も見受けられます。このため、事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- 食の安全を揺るがす問題や食品の偽装表示等が相次いだことにより、県民の食品に対する関心は高くなってきていますが、食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品の安全性の確保に関する理解を深め、食品に対する適切な判断力を養う必要があります。
- 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣や、学校が実施する農林漁業体験を取り入れた教育旅行が増加していますが、今後もこうした取組のさらなる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- 学校給食における平成 21 年度の県産食材の割合は 39%と全国平均を上回っていますが、今後も、安全で信頼できる地元食材の活用が促進されるよう、県産食材を年間を通じて安定的に供給できる体制を整備する必要があります。

県の取組

(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

- ① 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施（再掲 P24）
- ② 食の安全安心に関する出前講座等の実施（再掲 P24）
- ③ 食品の安全性等に関する情報の提供

食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、生産から販売に至る各段階における食品の安全性等に関する食品関連事業者による取組などの情報を広報媒体等を活用し、適切かつ迅速に提供します。

④ 学校における食育の推進

学校教育活動全体を通じて食育を総合的に推進するために、管理職、教諭、栄養教諭等を対象とした研修会を開催するとともに、専門知識と技能の向上のため、栄養教諭等を対象に研修会を開催し、学校における「食に関する指導³²」の充実を図ります。

また、児童生徒の食生活の改善指導のため、研修会などを通じて、学校における食生活学習教材の活用を促進します。

さらに、高等学校については、管理職、教諭を対象とした研修会を開催することなどによ

³² 食に関する指導：児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身につけさせるための学校における指導。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- 食事のマナーや食事を通じた人間形成能力を身に付ける。
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

り、家庭科をはじめとする関連教科等における食に関する指導を体系付けるとともに、年間計画の作成と食育担当者の配置を進めます。

(2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

- ① 食品に関するトレーサビリティ制度の普及推進（再掲 P24）
- ② 食品表示に関する店舗への指導（再掲 P22）
- ③ 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実（再掲 P23）
- ④ 食品表示に関する相談の実施（再掲 P22）
- ⑤ 自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供（再掲 P26）

(3) 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進

- ① 学校等における農林漁業体験学習の支援
農林水産業への理解を促進するため、学校等において取り組んでいる教育ファームなどの農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介、見学・研修等の受入、教職員研修の実施などの支援を行います。
- ② 体験型教育旅行の受入れへの支援
農林水産業への理解を促進するため、グリーン・ツーリズム³³等の農林漁家の体験型教育旅行の受入体制を整備するとともに、都市部での誘致活動を実施します。
- ③ 酪農体験等の学習支援
酪農への理解と関心を促進するため、学校等において、牛乳の生産・製造や、牛乳の栄養等に関する講話や酪農体験等を学習する場を提供します。
- ④ 県産食材供給のための組織づくり支援
年間を通して学校給食への県産食材を安定的に供給するため、地域における生産者や加工業者等で構成する組織づくりを支援します。
- ⑤ 地産地消推進計画の策定の推進と地産地消の取組の支援
各地域において地産地消³⁴の取組を実践するため、地産地消推進計画を策定するとともに、地産地消給食に関するコンテストの実施や産直施設の整備支援などにより地産地消の取組を支援します。

³³ グリーン・ツーリズム：都市住民と農村漁村豊かな自然や伝統文化、農林漁業などを体験しながら、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇行動のこと。なお、「滞在型」とは「周遊型」に対する概念で、必ずしも宿泊に限定されるものではない。

³⁴ 地産地消：「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費することを推進すること。消費者と生産者の相互の連携を促進する、いわゆる顔の見える関係づくりの一環であり、消費者の食に対する安全安心志向の高まりを背景に、全国的に取組事例が増加している。

食品関連事業者の役割

- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民に分かりやすく、適切な提供に努めます。
- 農林水産業の多様な体験の機会の提供に努めます。
- 新鮮で安全安心な地元食材や、それらを利用した食品を提供するとともに、学校等の食育推進活動を支援するなど食育の実践に努めます。

県民の役割

- 季節感や地域の食材を活かした食事を心がけます。
- 生産現場の体験や生産者との交流等により、生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に向けた取組や、農林水産業に対する理解を深めます。

市町村の役割

- 地域に密着した食育を展開することで、家庭や地域の食育推進活動を支援します。

Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するための食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導が適切に行われています。

【主要指標】

- 営業施設を原因とする食中毒の発生件数

| | | | |
|-------------|-----|---------------|-----|
| 現状（平成 21 年） | 5 件 | 最終目標（平成 27 年） | 0 件 |
|-------------|-----|---------------|-----|

施策 9 生産段階における監視・指導

現状と課題

【農産物関係】

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による環境被害を防止するため、農薬の使用者は、農薬取締法に基づき定められた使用方法を遵守する必要があります。

【畜産物関係】

- 流通飼料の安全性を確保するため、家畜飼料の製造業者は、法令に定められた成分の規格及び適正な表示等の基準を遵守する必要があります。また、畜産農家は、飼料を適切に管理するとともに、動物用医薬品を適正に使用し、記録する必要があります。
- 安全な畜産物を安定的に生産・供給するため、畜産農家は、家畜伝染性疾病の侵入防止等の発生予防対策を徹底する必要があります。
- 安全な鶏卵を供給するため、採卵農家は、鶏卵のサルモネラ菌の汚染を防止する必要があります。

【水産物関係】

- 生食用魚介類の汚染防止を図るため、生食用魚介類の作業場及び集荷場における従事者は、自主衛生管理をより一層徹底する必要があります。
- 新鮮で安全な水産物を供給するため、産地市場の関連事業者は、産地市場のHACCP化を推進するなど衛生管理をより一層徹底する必要があります。
- 貝毒については、岩手県漁業協同組合連合会等によって、本県沿岸の12の生産海域ごとに、年間を通じて、ホタテガイ等（ムラサキイガイ、ホヤ、カキ）の貝毒の監視が実施されていますが、安全な県産ホタテガイ等の貝類を供給するため、今後においても、継続的に実施される必要があります。
- 生食用カキについては、本県沿岸の生食用カキ生産海域全てにおいて、出荷期間中、毎週出荷前自主検査が岩手県漁業協同組合連合会等によって実施されていますが、ノロウイルスによる食中毒事件が懸念されることから、安全な県産の生食用カキを供給するため、出荷前自主検査が継続的に実施される必要があります。

県の取組

(1) 農薬使用者、販売者に対する農薬適正使用の指導

農薬の適正かつ安全な使用を徹底するため、農薬の使用に関する研修会や指導会を実施し、農薬取締法に基づき定められた使用方法の順守や農薬飛散防止対策等を啓発・指導します。

(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導

流通飼料の安全性を確認するため、流通飼料の安全性試験（動物性たん白質や抗菌性物質等の含有検査）を実施します。

また、飼料の適切な管理や動物用医薬品の適正使用状況を確認するため、畜産農家への立入により動物用医薬品の使用実態調査を行い、適切な管理・適正な使用を指導します。

(3) 家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査・監視

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、人への影響の大きな疾病を対象としたサーベイランス（感染した家畜を早期に発見するための検査）を実施します。

また、農場への巡回等により、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守を指導します。

(4) 採卵農家への検査の実施及び家畜の飼養衛生管理の徹底

生産段階におけるサルモネラ属菌の汚染防止を図るため、採卵農家に対し、サルモネラ属菌の検査を実施します。

また、採卵農家への巡回等により、家畜の飼養衛生管理の徹底を図ります。

(5) 生食用魚介類の安全衛生に係る指導

生食用魚介類の衛生管理を確保するため、生食用魚介類の作業場及び集荷場の事業者等に対する研修会を実施し、衛生管理レベルの向上を図るとともに、衛生管理意識を啓発するため、現地指導を実施します。

(6) 水産物産地市場の衛生管理の高度化促進

水産物産地市場における水産物の安全性を確保し、産地市場のHACCP化を推進するため、岩手県産地魚市場衛生管理高度化指針に基づく産地市場における衛生管理基準への適合を促進します。

(7) ホタテガイ等の貝毒出荷前自主検査等の指導

規制値を超えた貝毒の含まれるホタテガイ等の流通を未然に防止するため、岩手県漁業協同組合連合会等と連携して、貝毒検査と規制値を超えた場合の出荷自主規制を指導します。

(8) 生食用カキのノロウイルス出荷前自主検査等の指導

安全な県産の生食用カキを供給するため、計画的な出荷前自主検査の実施及びノロウイルスが検出された場合の出荷の自粛を確実に実施するよう指導します。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、指導会等に参加し、生産活動の中で農薬の適正かつ安全な使用に努めます。
- 畜産農家は、飼料及び動物用医薬品の適切な保管及び適正な使用、適切な家畜の飼養衛生管理による家畜伝染性疾病のまん延防止及び採卵へのサルモネラ属菌などの食中毒起因菌の汚染防止に努めます。
- 産地市場や生食用魚介類の作業場及び集荷場の従事者は、現場指導や勉強会の情報を収集し、生食用魚介類に対する知識や衛生管理に関する知識の習得に努めます。
- 産地市場関連事業者は、衛生管理状況調査や現地指導により情報を収集し、食品に対する知識や衛生管理に関する知識の習得に努めます。
- ホタテガイ等の出荷責任者は、ホタテガイ等の安全性を確保するため、継続的な検査の徹底に努めます。
- 岩手県漁業協同組合連合会等は、生食用カキの安全性を確保するため、出荷前自主検査を徹底します。

県民の役割

- 生産段階における食品の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 10 製造・加工、流通段階における監視・指導

現状と課題

- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しています。

近年、食品における残留農薬超過や食品の偽装表示問題等を契機に、食の安全安心への関心が高まっており、食品の安全性の確保に関する指導を充実・強化していく必要があります。
- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、JAS法により食品の原産地等の表示が義務化されていますが、適正に行っていない店舗も見受けられます。このため、事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- いわゆる「健康食品」については、ダイエット用健康食品による死亡例もあるなど健康被害事例が報告されていることから、より積極的な監視・指導を実施する必要があります。
- 病気にかかった家畜・家きんによる食肉や、動物用医薬品の残留基準値を超えた食肉の流通を防止するため、と畜検査³⁵や食鳥検査³⁶を実施しています。

今後においても、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場や食鳥処理場における食肉の取扱について検査を実施するとともに、指導を徹底していく必要があります。

県の取組

(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導

食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所の食品衛生監視員が食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導を行うとともに、講習会を実施し、より衛生的な食品の製造、加工等について指導します。

また、流通食品の製造・販売等を行う食品衛生法上の食品等事業者に対して、保健所の食品衛生監視員が食品表示に係る監視・指導を行います。

(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施

残留農薬や添加物による食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所において残留農薬や添加物等の安全性について流通食品の収去検査を実施します。

(3) 食品表示に関する店舗への指導（再掲 P22）

(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等

いわゆる「健康食品」による健康被害の防止のため、健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき、市販品に対する計画的な監視・指導を行います。

また、健康食品の正しい利用方法などについて県民へ普及啓発することにより、健康被害の未然防止を図ります。

³⁵ と畜検査：と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号）第14条に基づき、と畜検査員（獣医師の資格を持った県職員）により、と畜場で処理される獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）の疾病等を1頭ごとに確認し、食用に適さないものを排除する検査。

³⁶ 食鳥検査：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年6月29日法律第70号）第15条に基づき、食鳥検査員（獣医師の資格を持った県職員）又は指定検査機関により、食鳥処理場に搬入された食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の疾病等を1羽ごとに検査し、食用に適さないものを排除する検査。

(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導

病気にかかった家畜・家きんによる食肉や残留基準値を超えた動物用医薬品等を含む食肉の流通を防止するため、食肉衛生検査所は、と畜検査を適正に実施するとともに、食肉の残留有害物質の検査等を実施します。

さらに、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場及び食鳥処理場に対して立入検査・衛生指導を行い、食肉の衛生管理など食肉の衛生的な処理の指導を行います。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員による監視・指導や各種講習会等における食品の衛生管理や食品表示に関する知識の習得により自主衛生管理の向上や食品表示の適正化を推進します。
- 健康食品に関する食品衛生法や薬事法等の法令の内容や違反事例などを認識し、健康被害の未然防止を図ります。

県民の役割

- 製造、加工、調理、販売等における食品の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 11 輸入食品に対する監視・指導

現状と課題

- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、輸入食品を含む県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しています。
- 事故米穀の転売による不正流通や輸入冷凍餃子による健康被害の発生などにより輸入食品の対策について県民の関心が高まっています。このため、県内に流通する輸入食品の安全を確保する必要があります。

県の取組

(1) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導

輸入食品の安全性を確保するため、消費者の関心の高い輸入食品について、県内に流通する輸入食品の収去検査を強化します。

また、県内の輸入事業者の事務所への立入等を通じ監視・指導を強化することにより、自主管理やコンプライアンスの徹底を促進します。

(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供

輸入食品に関する信頼を向上するため、消費者の関心の高い輸入食品について、国の検疫所等における検査等の実施状況等の情報を収集し、県民に提供します。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員による監視・指導や講習会等により食品及び衛生管理に関する知識を習得し、輸入食品の自主衛生管理の推進や安全性の向上を図ります。

県民の役割

- 輸入食品に関する安全性等について理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

IV 食の安全安心を支える体制の整備

【目指す姿】

食に関する危機管理体制、試験研究体制及び相談体制等、県民の食の安全安心を支える体制が整備されています。

【主要指標】

- 食の安全性確保の取組が行われていると感じる人の割合

| | | | |
|--------------|-------|----------------|-----|
| 現状（平成 22 年度） | 79.4% | 最終目標（平成 27 年度） | 90% |
|--------------|-------|----------------|-----|

施策 12 危機管理体制の整備

現状と課題

- 県では、危機事案が発生した場合に備えて、食の安全安心危機管理対応指針等の指針等を定めるとともに、伝達及び行動訓練を実施していますが、危機事案の発生時には、指針等に基づき、関係機関等と連携し、迅速かつ的確に対処することが求められています。
また、不測の事態に備えて、危機管理対策を運用するための会議又は研修会を実施するなど、食に関する様々な危機事案への対処能力の向上を図る必要があります。
- 食中毒等が発生した場合には、被害の拡大防止等の措置を講じるとともに、食品衛生法等関係法令の規定に基づき、迅速かつ適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する必要があります。

県の取組

（１）食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施

危機管理に関して県庁内に設置する対策本部及び振興局に設置する広域及び地方支部における訓練、会議及び研修会を通じて、危機管理意識の向上を図るとともに、食の安全安心に関する危機事案が発生した場合には、迅速かつ的確に対応します。

（２）食中毒等発生時における被害の拡大防止

食中毒等の健康被害が発生した場合には、岩手県食中毒対策要綱に基づき、密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

食品関連事業者の役割

- 危機事案への行政への協力等の役割について理解するとともに、危機事案発生時には、適切な対応を講じることにより被害の拡大防止に努めます。
- 食中毒等が発生した場合には、迅速に保健所に相談し、保健所の調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に対応します。

県民の役割

- 危機事案発生時に適切に対応することにより当該事案の拡大防止に協力します。
- 食中毒等の健康被害が生じたときは、最寄りの保健所に通報又は相談します。

施策 13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

現状と課題

- 残留農薬等の検査については、平成 18 年度から施行されているポジティブリスト制度に基づき、食品中に残留する農薬等を検査しています（平成 20 年度時点で 814 物質）。この、ポジティブリスト制度における規格基準値は、食品安全委員会の健康影響評価の結果を踏まえて改正されることから、当該改正内容や農薬の使用実態等を踏まえながら、的確なモニタリングを行う必要があります。
- ノロウイルスによる感染症や食中毒は毎年発生しています。このため、ノロウイルスが増加する冬季などにおけるリスクの低減化が求められています。
- 環境への負荷を低減する技術は、水稻やりんごでは、化学合成農薬と化学肥料を通常の栽培（慣行栽培）の 50% 以下に削減する特別栽培が行われています。しかし、野菜等その他の品目では、化学合成農薬等の 50% 削減技術が開発されていないことから、今後の技術の確立が求められています。

県の取組

（1）残留農薬や動物用医薬品の分析法開発等に関する研究の推進

ポジティブリスト制度における規格基準値の改正等に対応するため、残留農薬や動物用医薬品等の検査について、高感度かつ実用的な分析法を検討し、採用するとともに、残留農薬や動物用医薬品等の検査に当たっては、一斉分析法を採用するなど、迅速に検査結果を出します。

また、残留農薬や動物用医薬品等の分析方法について、生鮮食品だけでなく、加工食品にも応用できる分析方法を検討します。

（2）ノロウイルス循環経路におけるリスク低減に関する研究の推進

ノロウイルスによる食中毒を低減するため、下水処理場、河川、海におけるノロウイルスの検出状況を調査するとともに、下水処理施設、カキ生産現場等のノロウイルスの循環経路におけるリスクの低減方法を検討します。

（3）環境負荷の少ない農産物の生産に関する研究の推進

環境負荷の少ない農産物の生産を普及させるため、健全な土づくりと環境への負荷を低減する施肥技術の開発、病害虫等総合管理技術の開発、環境負荷低減に向けた高度な栽培技術体系の構築と環境保全効果等の評価等の技術の開発を進めます。

食品関連事業者の役割

- 飲食店や食品の製造業者は、ノロウイルス等の知識と理解を深め、衛生対策を徹底することにより、安全な食品の提供に努めます。
- 農産物の生産者は、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減できる栽培技術が地域に定着するよう、実践に努めます。

県民の役割

- 食品の安全性確保や環境負荷低減に関する取組への理解に努めます。

施策 14 情報の提供と相談体制の整備

現状と課題

- 食の安全安心に関する情報については、リーフレット、報道機関、ホームページ等あらゆる手段を通じて県民に情報提供していますが、今後においても、安全で安心できる県産食品について県内外に情報を発信していく必要があります。
また、食品関連事業者においても、食品自主回収などの食の安全安心の確保に関する情報の適時適切な公表等により、県民の信頼の向上に努めることは、条例に基づく責務とされています。
- 食品に関する事件・事故の発生又は拡大の防止を図るため、県民からの食品に関する相談や情報提供に対して、消費者相談窓口を置く市町村等と連携して、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。
- 食の安全安心に関わる新たな課題に適切に対応するため、県においても、食の安全安心に関する知識を持った人材を育成するなど、多岐にわたる法令の理解や、技術の伝達と教育、訓練の充実が求められています。

県の取組

(1) 食品の安全安心に関する情報の発信

県ホームページやリーフレット等の広報媒体等の活用により、食の安全安心に関する取組事例、食中毒情報、食品の自主回収情報等、本県の食の安全安心に関する施策の情報を適時適切に県民に提供する体制を構築するとともに、食品関連事業者による、安全が確保され、かつ、安心できる本県の食品に関する情報を県内外に発信します。

(2) 食品に関する相談の実施（一部再掲 P22）

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番の設置や食品表示専門員を配置し、食品表示専門員等が県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。

また、食品に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、市町村等の消費者相談窓口との連携を強化します。

(3) 食品衛生監視員の資質向上

食品の安全安心の確保に関する技術講習会、業務研究発表会の実施、各種研修会等への派遣等により食品の監視・指導や相談に当たる食品衛生監視員の資質の向上を図ります。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員からの指導や県ホームページ等の情報など、適切な衛生管理や食品表示に関する知識の収集に努めます。
- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民に分かりやすく、積極的な発信に努めます。

県民の役割

- 食の安全安心に関して県が発信する情報の自らの消費行動への活用に努めるとともに、法令等の違反を疑われる食品を発見した場合には、保健所又は食品表示 110 番を通じた通報又は相談を行います。

第3章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画の円滑な推進を図るためには、県民、食品関連事業者、市町村などの各主体が計画の内容に理解を深め、食の安全安心の確保における責務と役割を果たすとともに、相互に連携、協働していく必要があります。

このため、県は、広く計画の周知と本県の食の安全安心の確保の取組に関する情報提供を行うとともに、食品関連事業者の自主的な活動の支援並びに県民及び食品関連事業者との情報共有に努めることにより、連携、協働の促進を図ります。

2 国や自治体との連携

計画の推進に当たっては、厚生労働省をはじめ、内閣府食品安全委員会、農林水産省、消費者庁などの国の機関や、都道府県及び市町村との連携を図ります。

また、県だけで対応できない施策などについては、必要に応じて、国に要請していきます。

3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCAサイクル³⁷によって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受けるとともに、その内容を県民に公表します。

³⁷ PDCAサイクル: Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Act (処置・改善) のサイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたもの。この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて継続的に業務改善する。

指標一覧

※ 太字は、指標のうち、施策の柱ごとの目指す姿のイメージを示す代表的な指標（主要指標）であること。

※ 「目標の考え方」欄は、0件や100%を目指す指標については、記載を省略しているものであること。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進（施策1～施策4）

| 番号 | 項目 | 基準年度 (H21) | 目標年度 (H27) | 目標の考え方 | 関連 施策 |
|----|--|---------------|---------------|---|----------|
| 1 | 県産農産物における食品衛生法違反 (残留農薬基準超過) 件数 | 0件 | 0件 | | 施策1 |
| 2 | 県産農産物における自主回収報告件 数(農産物の生産者に起因するもの) | 0件 | 0件 | | 施策3 |
| 3 | 生乳検査における細菌数3万/ml未満 の生乳の割合 | 74.4% | 90% | 先進地である北海道 並の水準への引上げ を目指します。 | 施策1 |
| 4 | 営業施設を原因とする食中毒の発生 件数 | 5件 | 0件 | | 施策2 |
| 5 | 患者数50人以上の大規模食中毒の発 生件数 | 2件 | 0件 | | 施策3 |
| 6 | 営業施設のうち重点対象施設に対す る岩手版HACCPの導入割合 | 29.9% | 55% | 導入率の低い飲食店 (21.9%)を50%へ引 上げし、全体で55% を目指します。 | 施策2 |
| 7 | HACCPの考え方に基づき衛生管 理を実施している水産加工場数 | 9施設 | 15施設 | 従業員50人以上の 16施設について毎年 度1施設ずつの増加 を目指します。 | |
| 8 | 食品表示の適正表示店舗率 | 90.8% | 100% | | 施策3 |
| 9 | 補給型施肥に取り組む産地数 | 2産地 | 8産地 | 県内全ての農協での 導入を目指します。 | 施策4 |

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進（施策5～施策8）

| 番号 | 項目 | 基準年度 (H21) | 目標年度 (H27) | 目標の考え方 | 関連 施策 |
|----|---|---------------|---------------|-----------------------|----------|
| 1 | JAS法違反による改善命令等件数 | 2件 | 0件 | | 施策5 |
| 2 | 健康増進法に基づく広告違反事例に 対する是正、改善率 | 100% | 100% | | |
| 3 | 購入する食品の安全性又は信頼性に 不安を感じない人の割合 | 35.3% | 50% | 県民の半数への引上 げを目指します。 | 施策6 |

| | | | | | |
|---|-------------------------------|----------------|-----|--------------------------------------|-----|
| 4 | 消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座等の実施回数 | 44回 | 50回 | 本庁及び保健所で毎年度各5回の実施を目指します。 | |
| 5 | 牛肉トレーサビリティ法の違反件数 | 0件 | 0件 | | |
| 6 | 米トレーサビリティ法の違反件数 | — | 0件 | | |
| 7 | 食の安全性確保の取組が行われていると感じる人の割合 | 79.4% (H22) | 90% | 取組が行われていないと回答した人の割合(12.8%)の縮小を目指します。 | 施策7 |
| 8 | 学校給食における県産食材の利用割合 | 39.0% | 45% | 平成20年度の全国トップ(大分県)の水準を目指します。 | 施策8 |
| 9 | 体験型教育旅行の実施小学校の割合 | 19.8% | 25% | 県内の小学校の1/4が実施することを目指します。 | |

Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化(施策9～施策11)

| 番号 | 項目 | 基準年度 (H21) | 目標年度 (H27) | 目標の考え方 | 関連 施策 |
|----|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|--|----------|
| 1 | 県産農産物における食品衛生法違反(残留農薬基準超過)件数(再掲) | 0件 | 0件 | | 施策9 |
| 2 | 飼料の安全性試験適合率 | 100% | 100% | | |
| 3 | 動物用医薬品の不適正使用件数 | 0件 | 0件 | | |
| 4 | サーベイランス対象の家畜伝染性疾患の発生件数 | 0件 | 0件 | | |
| 5 | 採卵農家におけるサルモネラ属菌検出件数 | 0件 | 0件 | | |
| 6 | 本県産生ウニを原因とする県内の食中毒発生件数 | 0件 | 0件 | | |
| 7 | 水産物に関する「岩手県産地市場HACCP対応指針」適合水産物産地市場の割合 | 61.5% (8/13 施設) | 92% (12/13 施設) | 平成25年度までに2施設、27年度までにさらに2施設の追加適合を目指します。 | |
| 8 | 本県産ホタテガイ等の貝毒を原因とする県内の食中毒発生件数 | 0件 | 0件 | | |
| 9 | 本県産食用カキのノロウイルスを原因とする県内の食中毒発生件数 | 0件 | 0件 | | |

| | | | | | |
|----|---|------|------|--|-------|
| 10 | 営業施設を原因とする食中毒の発生 件数（再掲） | 5件 | 0件 | | 施策 10 |
| 11 | J A S 法違反による改善命令等件数 （再掲） | 2件 | 0件 | | |
| 12 | 残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え 食品による食品衛生法違反件数 | 0件 | 0件 | | |
| 13 | いわゆる「健康食品」による健康被害 に対する関係法令に基づく処分又は 告発件数 | 0件 | 0件 | | |
| 14 | 衛生管理検査適合率（枝肉又は食鳥中 抜とたいに係る生菌数が基準値以内 であったものの割合） | 100% | 100% | | |
| 15 | 県内輸入事業者による輸入食品に関 する残留農薬基準超過等の食品衛生 法違反件数 | 1件 | 0件 | | 施策 11 |

IV 食の安全安心を支える体制の整備（施策 1 2～施策 1 4）

| 番号 | 項目 | 基準年度 (H21) | 目標年度 (H27) | 目標の考え方 | 関連 施策 |
|----|---|----------------|--------------------------------|--|----------|
| 1 | 食の安全性確保の取組が行われていると 感じる人の割合 | 79.4% (H22) | 90% | 取組が行われていないと回答した人の割合 (12.8%)の縮小を目指します。 | 施策 12 |
| 2 | 一斉分析法に新規で追加された物質 が収去検査に採用される割合 | 100% | 100% | | 施策 13 |
| 3 | 下水処理施設、カキ生産現場等のノ ロウイルス循環経路におけるリスク 低減方法の知見取得 | 知見なし | H25 知見 取得 H27 施策 への活用 | 新たな知見の取得 を目指します。 | |
| 4 | 環境負荷の少ない農産物生産に関する 研究成果情報の農家への提供件数 | — | 13件 | 毎年度2件程度の 知見取得と成果の 提供を目指します。 | |
| 5 | 食品表示の適正表示店舗率（再掲） | 90.8% | 100% | | 施策 14 |

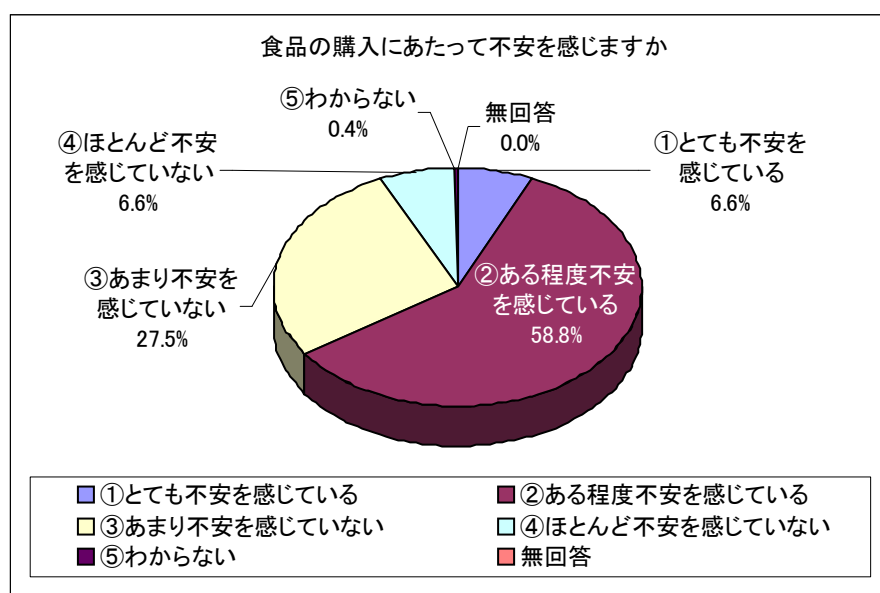
参考資料

1 食の安全安心に関するアンケート調査結果

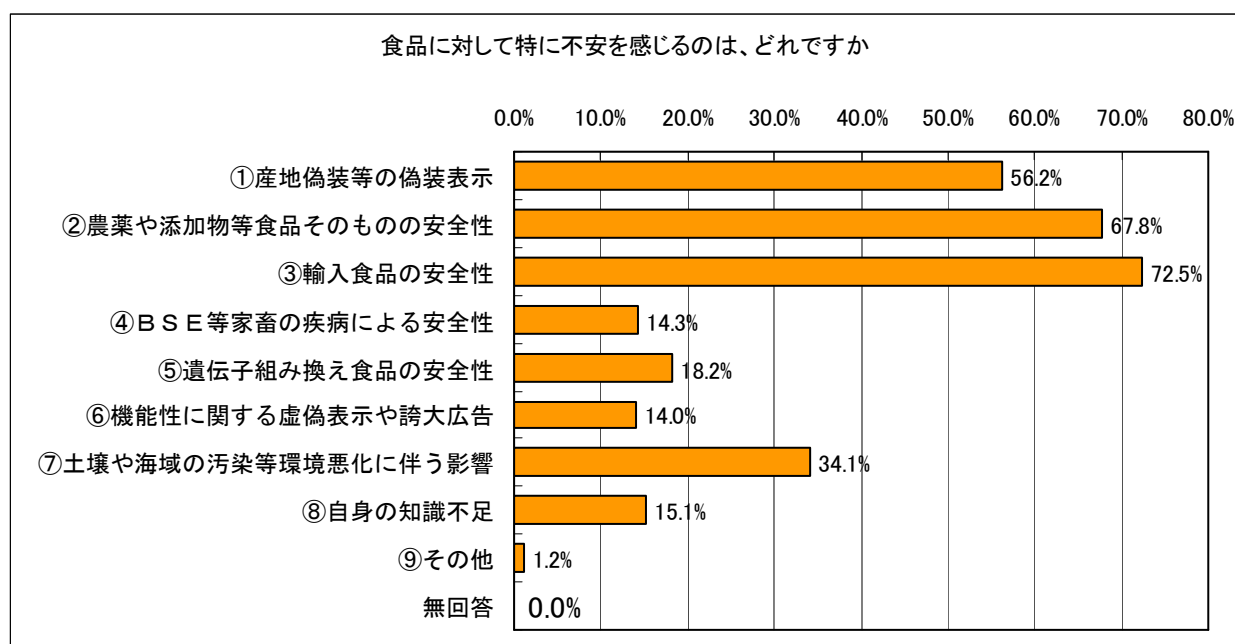
食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、平成 22 年 7 月に食の安全安心に関する県政モニターアンケート（希望王国いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 258 名）

ア 食品に対する不安について

食品購入に当たって不安を感じている人は 65.4%と全体の3分の2を占めており、不安を感じない人の 34.1%を大きく上回っています。

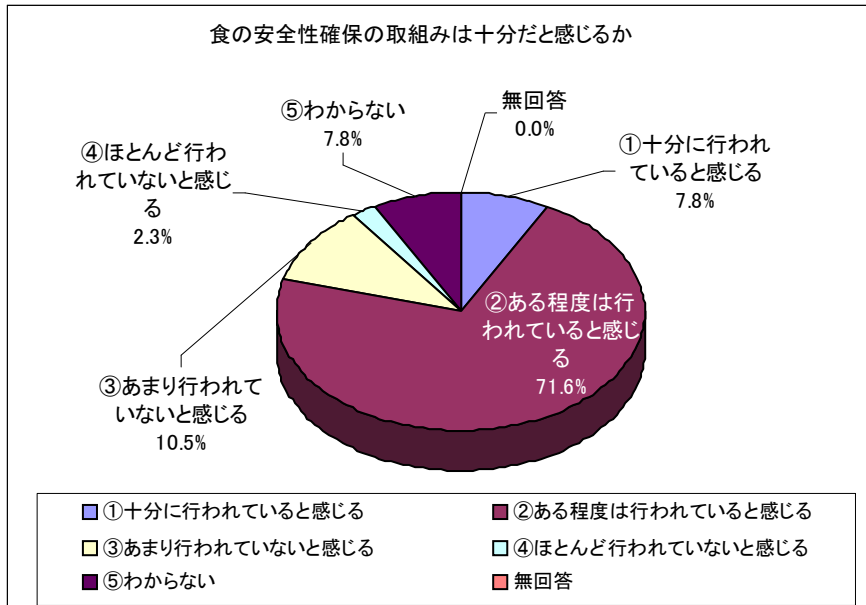


また、不安を感じる理由は、③輸入食品の安全性が最も高く、次いで②農薬や添加物など食品そのものへの安全性、①偽装表示の順になっており、食品そのものへの安全性に懸念を感じている人が多いという結果でした。

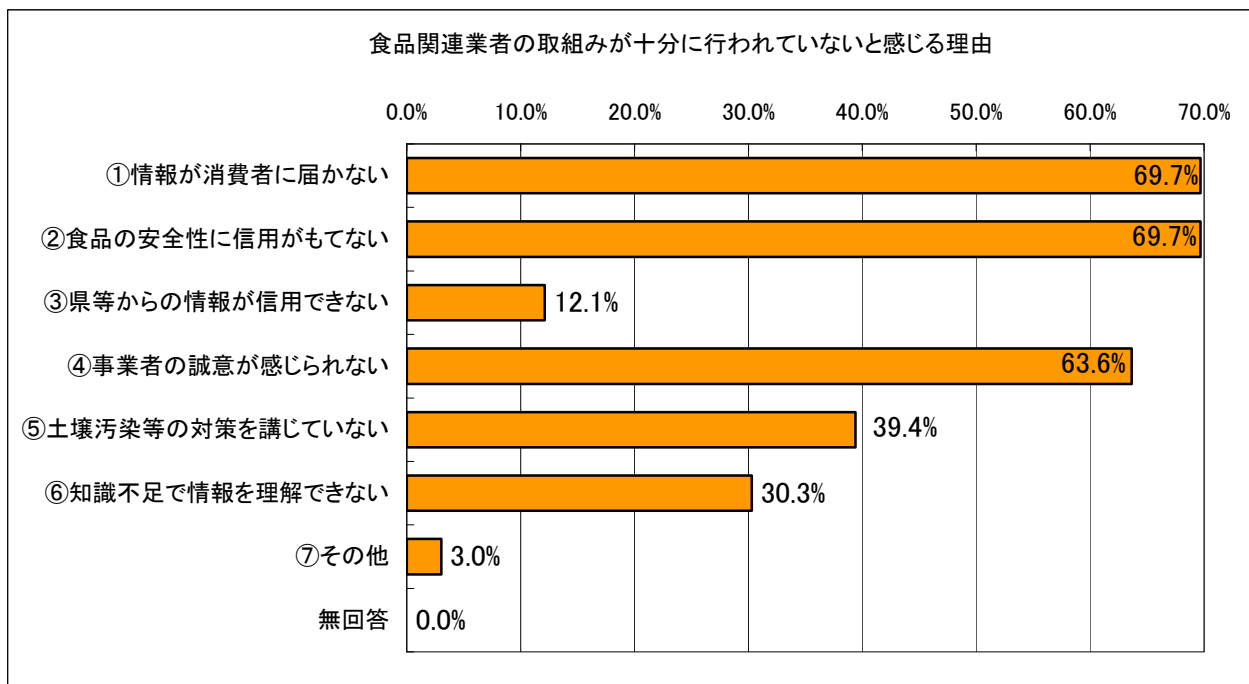


イ 食の安全性確保の取組への評価

安全性確保の取組が行われていると感じる人が全体の8割(79.4%)と県内の食品関連事業者の取組については理解が進んできていますが、約1割(12.8%)が「取組が行われていない」と回答しているほか、「取組が十分に行われている」と感じる人も7.8%とまだ少ない状況にあります。

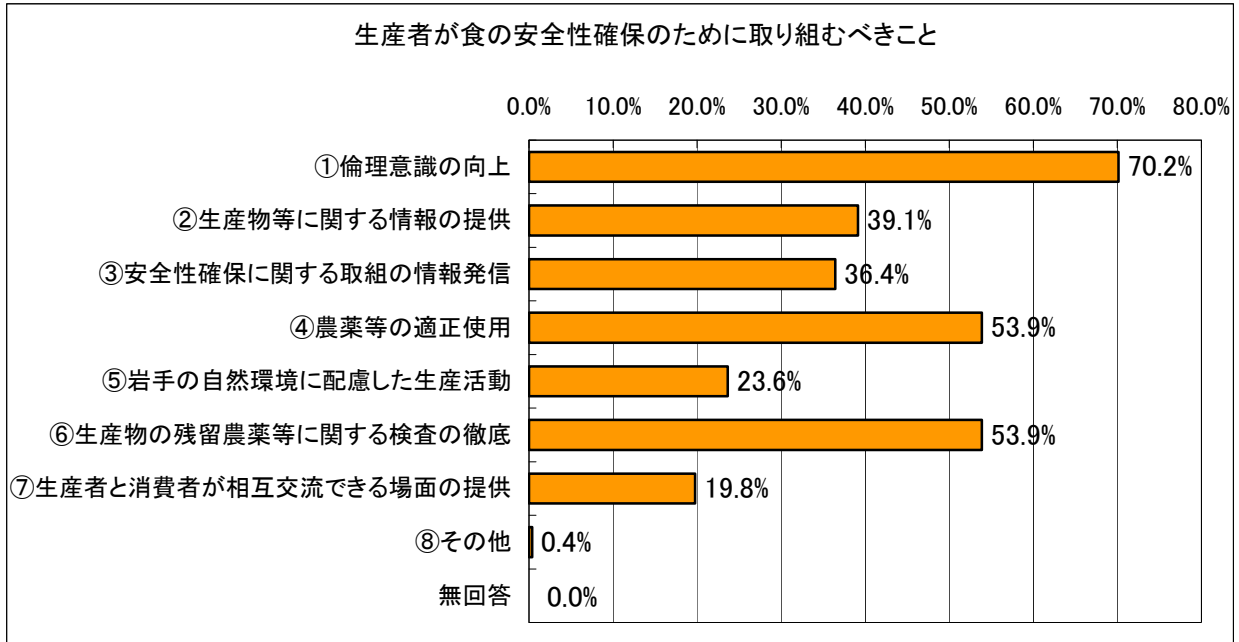


また、安全性確保の取組が行われていないと回答した人にその理由を聞いたところ、①情報が消費者に届かない、②安全性に信用がもてない、④事業者の誠意が感じられないという項目が多く、事業者には、安全な食品を生産、製造するだけでなく、その食品に関する情報の発信などさらなる信頼向上の取組が必要であると考えられます。

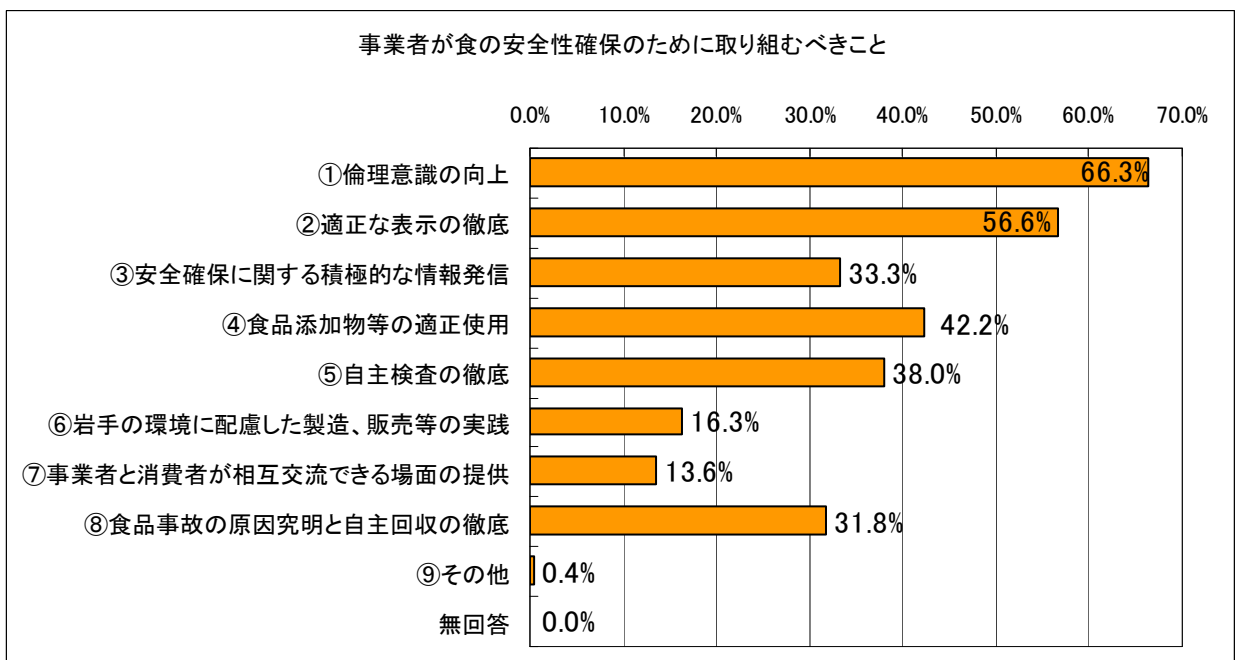


ウ 関係者の責務と役割について

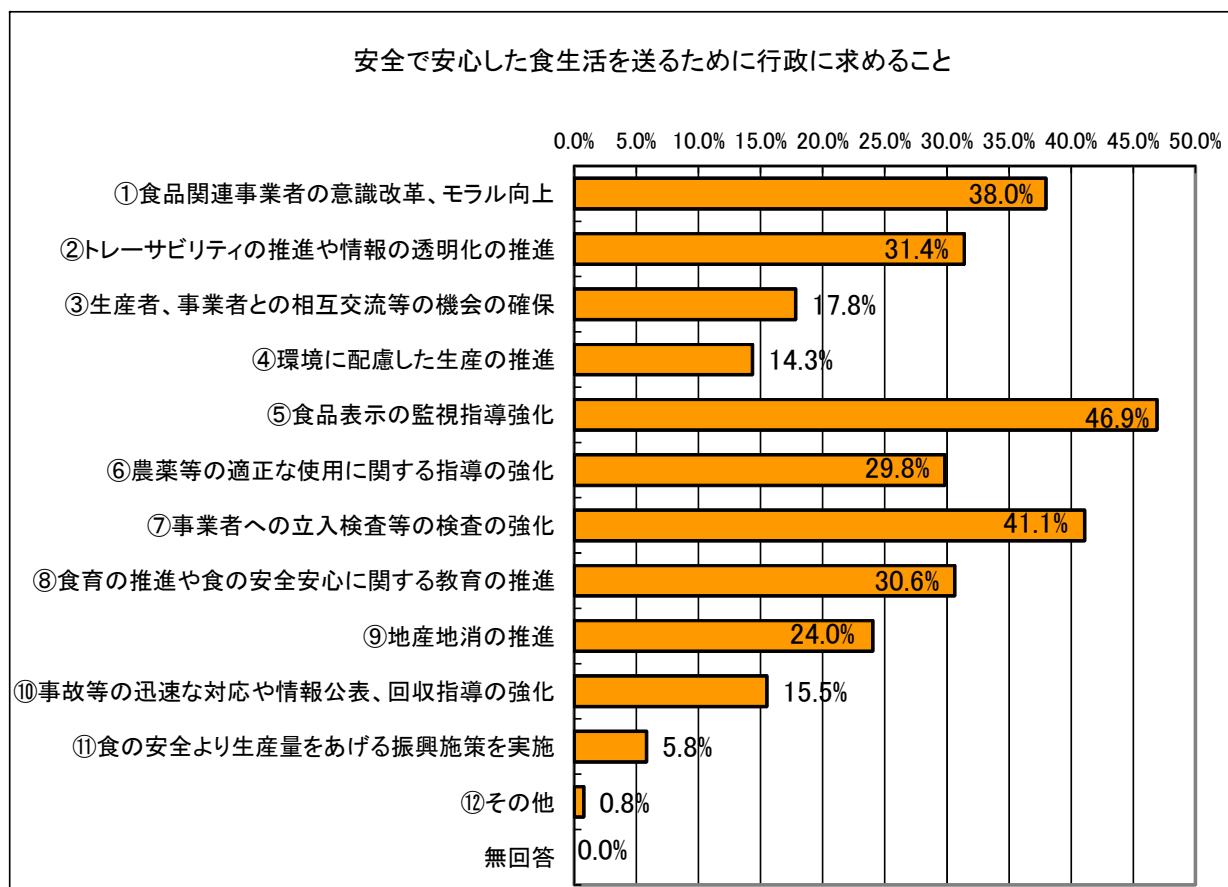
生産者に対する県民が求める取組として最も多かったのは、①食品の安全性確保に対する倫理意識の向上であり、次いで④農薬等の適正使用、⑥残留農薬等の検査の徹底という結果となりました。



また、事業者に対する県民が求める取組として最も多かったのが、①食品の安全性確保に対する倫理意識の向上であり、次いで②食品の適正表示の徹底でした。なお、⑤自主検査の徹底、③安全確保の情報発信、⑧食品事故の原因究明と自主回収など、事業者による食品に関わるリスクなどの自主的な情報公開の側面も、県民の関心が高いと考えられます。



さらに、行政に求めることとして最も多かったのは⑤食品表示の監視・指導の強化であり、次いで⑦事業者への立入検査等の検査の強化、①食品関連事業者の意識改革やモラルの向上施策でした。



2 岩手県食の安全安心推進条例（平成 22 年 7 月 9 日岩手県条例第 37 号）

目 次

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 施策の基本となる事項等

第 1 節 基本計画等（第 7 条－第 9 条）

第 2 節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策（第 10 条－第 18 条）

第 3 節 食品等の自主的な回収の報告（第 19 条）

第 3 章 岩手県食の安全安心委員会（第 20 条－第 28 条）

第 4 章 補則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）食品 すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

（2）食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）をいう。

（3）食の安全安心 食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼をいう。

（4）食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者をいう。

（5）特定事業者 次のいずれかに該当する営業者（食品衛生法第 4 条第 8 項に規定する営業者をいう。）又は団体であって、県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するものをいう。

ア 食品等を製造し、輸入し、若しくは加工することを営む者又は農林漁業者の組織する団体

イ 食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の表示をした販売者等であって、規則で定めるもの

（基本理念）

第 3 条 食の安全安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、

食品を摂取する県民の視点に立って必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全安心の確保に関する取組は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階に関わる食品関連事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解及び連携の下に、行われなければならない。
- 4 食の安全安心の確保に関する取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定、改善、廃止等に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、食の安全安心の確保に関する施策の実施に当たっては、市町村、他の都道府県及び国との連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、基本理念にのっとり、安全な農林水産物の生産又は安全な食品等の提供に努めるものとする。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが取り扱う食品等により県民の健康に悪影響が及び、又は及ぶおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、対策を講ずること等により県民の信頼の向上に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品等の安全性の確保について意見を表明すること等により、食品等の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 施策の基本となる事項等

第1節 基本計画等

(基本計画)

第7条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食の安全安心の確保に関する施策の方向
 - (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき食の安全安心の確保に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県食の安全安心委員会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の公表)

第8条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して実施した施策の内容を公表するものとする。

(国への要請)

第9条 県は、食の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2節 食の安全安心の確保に関する基本的な施策

(食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援)

第10条 知事は、食品関連事業者が自主的に行う食の安全安心の確保に関する活動を促進するため、情報の提供、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(食品の適正な表示の推進)

第11条 県は、食品の表示が適正に実施されるよう、食品の表示に関する制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、食の安全安心の確保に関する人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

(信頼関係構築のための相互理解の増進)

第13条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民と食品関連事業者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した活動の促進)

第14条 知事は、食品関連事業者が行う食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において環境に配慮した活動を促進するため、環境の保全のための施策との連携を図りながら、環境への負荷の少ない農業生産方式の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(指導、助言等)

第15条 知事は、食の安全安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の必要な段階において、関係機関との連携を図りながら、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備等)

第16条 県は、食品の摂取により県民の健康に重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置)

第17条 知事は、食の安全安心の確保に資する情報の収集及び整理を行うとともに、県民に対し、当該情報を提供するものとする。

2 知事は、食の安全安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等について県民から必要な措置を講ずるよう申出があった場合において、当該申出の内容に相当な理由があると認めるとき

は、速やかに、当該食品等に関する情報の収集及び整理を行い、及び法令又は他の条例に基づく措置その他必要な措置を講ずるとともに、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、当該措置の内容を公表するものとする。

(食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発)

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第3節 食品等の自主的な回収の報告

第19条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第19条第2項の規定に違反するものについては、規則で定めるものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 前項の規定による報告を行った特定事業者が、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 自主的な回収に着手した食品等を購入した消費者をすべて特定でき、かつ、当該消費者に当該自主的な回収に関する情報を伝達することができる場合

(2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合

(3) 特定事業者(第2条第5号イに該当するものを除く。)が、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において他の者を経ることなく直接販売した場合

4 知事は、第1項の規定により報告された自主的な回収の措置が、県民の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、当該回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

5 知事は、第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

第3章 岩手県食の安全安心委員会

(設置)

第20条 食の安全安心の確保を図るため、知事の附属機関として岩手県食の安全安心委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌)

第21条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 食の安全安心の確保のための基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議すること。

(2) 食の安全安心の確保のための施策を評価すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議すること。

と。

2 委員会は、食の安全安心の確保に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

(組織)

第22条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 食品関連事業者を代表する者
- (3) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第25条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第26条 委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第27条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委員長への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 補則

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節の規定は、平成23年4月1日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 第2章第3節の規定は、平成23年4月1日以後に着手した自主的な回収について適用する。
(岩手県食の安全安心委員会条例の廃止)
- 3 岩手県食の安全安心委員会条例(平成15年岩手県条例第1号)は、廃止する。
(岩手県食の安全安心委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岩手県食の安全安心委員会条例第1条の規定により知事の諮問機関として置かれた岩手県食の安全安心委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第20条の規定により、知事の附属機関として置かれる岩手県食の安全安心委員会(以下「新委員会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第22条第2項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、第23条第1項の規定により、新委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

3 岩手県食の安全安心推進条例施行規則（平成22年7月9日岩手県規則第64号）

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定事業者である販売者）

第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。

- （1）食品等に自らの氏名（法人にあっては、名称又は略称）、商号、商標その他の自己を表す表示をした販売者（当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。）
- （2）食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第21条第10項に規定する製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で厚生労働大臣又は消費者庁長官に届けた販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）
- （3）消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を、当該農林漁業者から直接購入した販売者（当該購入した農林水産物を回収する場合に限る。）

（自主的な回収の着手の報告）

第3条 条例第19条第1項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収着手報告書を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第19条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）省令第21条第1項第1号ロ又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第7条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの
- （2）省令第21条第1項第1号へ、ト若しくはヌ又は乳等省令第7条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定による原材料又は特定原材料の表示の基準に違反するもの
- （3）省令第21条第1項第1号チ又は乳等省令第7条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの

3 条例第19条第1項第2号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等が一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造、生産等がされた食品等の一群を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

- （1）衛生管理の不備に起因して、特定事業者の意図しない微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着した食品等又はその疑いがある食品等
- （2）現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害を生じるおそれがある食品等
- （3）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

（自主的な回収の終了の報告）

第4条 条例第19条第2項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収終了報告書を知事に提出することにより行うものとする。

(報告書の経由)

第5条 第3条第1項の規定による自主回収着手報告書又は前条の規定による自主回収終了報告書は、自主的な回収を行った食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した事務所、事業所又は施設の所在地(当該事務所、事業所又は施設が2以上ある場合には、主たるものの所在地)を所管する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4 岩手県食の安全安心委員会委員名簿（任期H22.7.9～H23.5.27）

| 分野 | 氏名 | 選出団体等 |
|-----------|-------|-------------------------|
| 消費者代表 | 今松 晴美 | 公募委員 |
| | 梅澤 明美 | 岩手県消費者団体連絡協議会 |
| | 大平 恭子 | 公募委員 |
| | 柴田 幸榮 | 岩手県地域婦人団体協議会 副会長 |
| | 沼田 聡 | 岩手県生活協同組合連合会 |
| | 福岡 悦子 | 食品問題研究家 |
| | 若生 和江 | やまんば工房 代表 |
| 食品関連事業者代表 | 及川 實 | (株)岩手畜産流通センター 常務取締役 |
| | 後藤 均 | 岩手県漁業協同組合連合会 指導部長 |
| | 佐々木 寧 | (株)ジョイス 営業本部 生鮮部 部長 |
| | 佐藤 守 | 岩手県認定農業者組織連絡協議会 会長 |
| | 高橋 亨 | メフレ(株) 代表取締役社長 |
| | 村井 良隆 | 岩手県外食産業協議会 副会長 |
| | 村川 健一 | 全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農対策部長 |
| 学識経験者 | 桑原 文子 | 岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 会長 |
| | 品川 邦汎 | 岩手大学 農学部 特任教授 |
| | 菅原 悦子 | 岩手大学 副学長 |
| | 千葉 啓子 | 岩手県立大学 盛岡短期大学部 教授 |
| | 吉江 暢洋 | 弁護士 |